

## 令和8年4月採用 群馬県社会福祉事業団 介護職員募集案内

求人者	ふりがな	しゃかいふくしほうじん ぐんまけんしゃかいふくしじぎょうだん		代表者	役職	理事長							
	名称	社会福祉法人 群馬県社会福祉事業団			氏名	武藤 幸夫							
	所在地等	〒371-0843 前橋市新前橋町13-12		設立	昭和47年6月								
		TEL	027-255-6270	法人全体職員数		558人 (令和7年4月1日現在)							
		FAX	027-255-6271	採用担当	部署	法人事務局							
		業務内容			氏名	大林							
		老人福祉施設及び障害者支援施設における入所者支援(介護等)業務			TEL	027-255-6270							
		○特別養護老人ホーム高風園(高崎市寺尾町) ○特別養護老人ホーム高風園「そめやの里」(高崎市新保町) ○特別養護老人ホーム明風園(前橋市亀泉町) ○特別養護老人ホーム菱風園(桐生市菱町) ○県立障害者リハビリテーションセンター(伊勢崎市波志江町)			FAX	027-255-6271							
	異動候補先	Mail			Mail	g-kyujin@gswc.or.jp							
		法人ホームページ			URL	<a href="https://gswc.or.jp">https://gswc.or.jp</a>							
採用及び予定数職種	採用職種	介護職		勤務形態	正規職員(週40時間勤務)								
	採用予定期数	3名程度		配属先	採用決定後、本人の希望を考慮の上、法人が決定します。 ※「異動候補先」記載の施設へ異動あり。異動を希望しない場合は給与条件が一部異なります。								
	採用予定期日	令和8年4月1日(応相談)											
応募要領	応募資格	資格	介護福祉士又は社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有している者(資格取得見込者を含む)										
		年齢	令和7年4月1日現在で59歳以下の者										
	提出書類	・履歴書・資格証の写し又は資格取得見込書(可能であれば)・卒業見込証明書(新卒者)・職務経歴書(既卒者)											
	選考方法	1:書類選考 2:筆記(作文) 3:適性検査 4:面接(個人)											
	受付期間	①1月22日(木)まで ②2月5日(木)まで ※事前に上記担当に連絡の上、法人事務局へ郵送(当日必着)または持参(受付時間 平日8:30~17:30)											
	選考日	①1月29日(木)または②2月12日(木)のいずれか											
	選考場所	群馬県社会福祉総合センター 前橋市新前橋町13-12											
	携行品	筆記用具及び受験票											
	内定発表	内定者には試験終了後10日を目途に内定通知を発送します											
	施設見学	見学等については、隨時行いますので施設の見学希望や勤務条件等での疑問点等がありましたら、上記担当までご連絡ください。											
勤務条件	初任給		大学卒	短大2年制卒	勤務時間	① 7:00 ~ 16:00							
		基本給	189,000円	185,000円		② 10:00 ~ 19:00							
		夜間看護 手当	32,500円／5回	32,500円／5回		③(夜勤) 月5回程度 16:00 ~ 翌10:00							
		夜間勤務 手当	7,900円／5回	7,750円／5回		上記勤務時間は明風園の一例。勤務形態は1ヶ月単位の変形労働時間制による完全週休2日制。							
		業務 手当	15,000円	15,000円	休日	年間休日123日(令和7年度実績) 有給休暇20日							
		計	244,400円	240,250円	昇給	年1回(原則4月)							
	交通費	公共交通機関利用は実費支給、車両利用の場合は法人の通勤手当額表による			賞与	(年) 2回・3.4ヶ月(令和7年度実績) ※初年度は2.44ヶ月							
	その他手当	・処遇改善手当は、2年目から1,000円支給、1年毎に1,000円ずつ増額(最大35,000円) ・住居手当・扶養手当は、条件により支給 ・夜勤は月5回程度あります。 *夜間看護手当は、特養勤務の場合7,000円／1回、リハビリテーションセンター勤務の場合6,500円／1回支給 *夜間勤務手当は各施設1,550円～／1回支給			試用期間	6ヶ月							
					加入保険	健康・厚生・雇用・労災							
					備考	・初任給は、リハビリテーションセンター勤務・夜勤5回の場合を記載。 ・上位の学歴や職歴等がある場合には一定の基準により基本給が増額されます。 ・業務の変更範囲は変更ありません。							